

令和4年度  
第1回八幡平市農業委員会総会  
議 事 録

令和4年4月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和4年度第1回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和4年4月14日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和4年4月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和4年 4月25日 13時00分			議長	立柳 優
	閉会	令和4年 4月25日 13時56分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員  出席 15名 欠席 4名  凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	日戸重雄	▲	11	中村一彦	▲
	2	田村昭雄	○	12	竹田和夫	▲
	3	阿部正光	○	13	工藤嘉充	○
	4	菊田健生	▲	14	古川美枝子	○
	5	熊澤威人	○	15	向久保勉	○
	6	小山田和義	○	16	山本範夫	○
	7	國司功	○	17	大森直子	○
	8	松村勝彦	○	18	三浦美恵子	○
	9	吉田晃	○	19	立柳優	○
10	高橋栄光	○				

議事録署名委員	議席番号 17番	大森直子	議席番号 18番	三浦美恵子
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	田村春彦		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和查		
	農地調整係主事	恩賀ひとみ		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

## 1 開会（13時00分）

### 事務局（田村事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号1番日戸重雄委員、仕事のため、議席番号4番菊田健生委員、仕事のため、議席番号11番中村一彦委員、所用のため、議席番号12番竹田和夫委員、所用のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中15名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしく願います。

### 議長（立柳会長）

ただ今から、令和4年度八幡平市農業委員会第1回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

## 2 議事録署名人の選任

### 議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

### 議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、17番 大森直子 委員、18番 三浦美恵子 委員を指名します。

## 3 報告

### 議長（立柳会長）

次に、事務局から第1回運営委員会報告を行います。

### 事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の3ページをお開き下さい。第1回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり3項目の報告及び連絡、5項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和4年4月以降の主な会議 行事 等日程について、

2項目め。令和4年度農業委員会事務局職員体制について、

3項目め。令和4年度主要事業概要及び農業委員会予算についてとなります。

以上、3項目の内容について、事務局から説明を行いました。

関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

続きまして、5ページの左下、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、5月10日午前9時00分に決定となりました。

2項目め。令和4年度第1回総会についてとなります。本日の総会の運営について協議を行い午後1時00分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

3項目め。令和3年度八幡平市農業委員会活動計画の「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」についてとなります。

内容について協議を行ったところ、作成スケジュールにより事務処理を進めることで決定され、市民からの意見を含めて5月に開催する農業委員会議の協議事項で農業委員の皆様よりご協議をいただく事としております。

7ページの左上、4項目め。令和4年度「農地の日」の取り組みについてとなります。

内容について協議を行ったところ、同じページの中ほどに記載したとおり決定されましたが、改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

5項目め。令和4年度に開催する総会等の運営方針についてとなります。

先月の第12回農業委員会議の決定により再度協議を行ったものです。

内容について協議を行ったところ、9ページの下側に記載したとおり運営委員会の方針が決定されましたが、改めて本日の農業委員会議で農業委員の皆様よりご協議をいただくこととしております。

引続き、古川委員の意見により総会の開催時間の固定化について協議を行ったところ、10ページの下側に記載したとおり運営委員会の方針が決定されましたが、同じく本日の農業委員会議の協議事項で事務局より説明を行う事としております。

以上、5項目について、協議を行いました。

関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、5情報提供等となります。

高橋憲一委員から質問が出され運営委員と事務局による意見交換が行われた他に、小山田委員から全国農業新聞の記事を元にした意見が出されました。

続いて。立柳会長から情報提供がされ、農業委員会の活動についてのお願いがされました。

なお、事務局からの情報提供等はありませんでした。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和4年度第1回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和4年4月25日 運営委員長 会長 立柳優。

以上となります。

## 議長（立柳会長）

ただ今の「第1回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

#### 議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

#### 事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の12ページをご覧ください。

令和4年3月25日から令和4年4月24日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番からかた括弧5番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

かた括弧6番の補足ですが、申請が3件5筆来ましたが、全て隣り合わせで一体となっている場所です。全体的に傾斜になっているため、その改良の申請となります。

次に、かた括弧7番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は4月14日の木曜日でございます、17件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の15番委員向久保勉委員、農業委員の16番委員山本範夫委員、推進委員の西根南地区の7番委員畠山和雄委員、推進委員の松尾地区の7番委員小原ふく子委員、推進委員の安代地区の2番委員立花忠彦委員の5名でございます。

また、事務局からは澤口主事と私の2名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、業務報告は以上となります。

#### 議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

#### 議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

## 4 議事

#### 議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

## ○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

### 議長（立柳会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

### 事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は6件となっております。

内容の説明に入る前に 農地法第3条の概要を説明します。農地法第3条とは、農地を農地のまま貸借、売買、贈与し、耕作を目的とした権利移動を行う許可制度です。

それでは、申請内容の説明に入ります。

申請番号1：大更第42地割269、田、1,026㎡を含む2筆1,189㎡です。こちらは、親子間の使用貸借権の設定です。申請地は今まで世帯でりんどうを作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号2：大更第18地割74-1、田、1,692㎡を含む25筆24,246㎡です。こちらは、経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで 譲受人が水稲と野菜を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号3：松尾第5地割62-1、畑、3,828㎡を含む17筆30,870㎡です。こちらは、経営移譲年金受給に係る 親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで 譲受人が牧草を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号4：田頭第1地割213、田、1,012㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稲を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号5：野駄第15地割134、田、1,003㎡を含む3筆3,627㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで 譲受人が水稲を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号6：野駄第6地割62-1、畑、3,930㎡を含む23筆40,019㎡です。事業継承による親子間の所有権移転です。申請地は今まで世帯で水稲と野菜、牧草を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

次の4ページに申請筆別明細を掲載、併せて、関係資料の1ページに審査項目一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

### 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号15番 向久保勉 委員にお願いします。

### 15番（向久保委員）

15番 向久保勉です。

申請番号1番ですが、位置は、JR東大更駅から北へ約2.5kmの地点です。現況は、田は水稲の刈り取りが終わった状態でした。

申請番号2番ですが、位置は西根中学校を中心に約1.6km以内の地点に点在しているほか、岩手山

SAから南へ約 200mの地点にもあります。現況は、田は水稲の刈り取りが終わった状態でした。

申請番号3番ですが、位置は松尾八幡平I.Cを中心に約 1.5km以内に点在しております。現況は、ともに保全されておりました。

申請番号4番ですが、位置は西根I.Cから北へ約 1.4kmの地点です。現況は、田は水稲の刈り取りが終わった状態でした。

申請番号5番ですが、位置は松尾中学校から北東へ約 1.1kmの地点です。現況は、田は水稲の刈り取りが終わった状態でした。

申請番号6番ですが、位置は松尾中学校を中心に約 1.4km以内に点在しているほか、松尾八幡平I.Cから南西へ約 2.4km以内にも点在しております。現況は、田は水稲の刈り取りが終わった状態で、畑は保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

#### 議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

#### 議長（立柳会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

#### ○議案第2号『農地法第3条許可処分の取消願出に対する可否の決定について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第2号『農地法第3条許可処分の取消願出に対する可否の決定について』を議題いたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。



## 事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 8 ページをご覧ください。今月の申請は 1 件です。

申請番号 1：大更第 45 地割 119-2、田、1,065 m<sup>2</sup>です。こちらは、令和 4 年 2 月 25 日付けで申請地を譲受人に贈与することで許可しています。しかしながら今回、譲渡人の意思により、財産の見直しをするため、取消の願出があったものです。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

## 議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第 2 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

## 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 2 号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

## 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

## 議長（立柳会長）

よって、議案第 2 号『農地法第 3 条許可処分の取消願出に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

## ○議案第 3 号『農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

### 議長（立柳会長）

次に、議案第 3 号『農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

## 事務局（佐々木農地調整係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の説明の前に、農地法第 4 条について簡単にご説明いたします。自分の農地を農地以外の目的で使用する場合には、農地法第 4 条による県知事の許可が必要となります。具体的には、自分の持っている農地に自分名義の住宅を建築する場合は、事前に農地法第 4 条の許可を取る必要があります。

では、議案の説明をいたします。

議案の10ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1：松尾寄木第5地割91、畑、2,588㎡を含む2筆、5,181㎡です。

転用の目的は、死亡獣畜の埋却で1年間の一時転用です。

本案件は、3月26日（土）に発生した（有）コマクサファームの平笠繁殖農場の豚舎火災に伴い死亡した豚、計7,700頭の埋却を目的とした申請になります。本来であれば先に申請し、今月の総会、来月の県の許可後に行うべきものですが、死亡獣畜腐敗防止等の観点から、速やかな埋却が必要であり、3月28日（月）に市農林課との協議を経て埋却地を決定し、関係機関との協議を経て、同日より該当の農地に埋却を開始しているものです。

よって、本案件は追認案件となります。

関係資料の3ページをご覧ください。

申請番号1ですが、農業振興地域農用地区域内の農地で農振農用地と判断されます。例外規定ですが、3年以内の一時転用にあっては許可が認められております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号15番 向久保勉 委員にお願いします。

#### 15番（向久保委員）

15番 向久保勉です

申請番号1番ですが、位置は、寄木小学校から西へ約2.9kmの地点です。現地では死亡獣畜の埋却作業が行われておりました。本来であれば、この申請の許可後に行われるべき案件ですが、緊急を要するため、関係機関との協議、許可を経て、事前に埋却作業を進めたとのこと。よって追認案件となります。申請土地は、申請者所有の松尾離乳農場に隣接した土地であり、周囲に民家がないことから、公害防止の観点により選定したとのこと。申請農地は、一時転用後は野菜を作付け予定ですが、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

#### 議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

#### 8番（松村委員）

はい。

#### 議長（立柳会長）

はい、松村委員。

## 8 番（松村委員）

8 番の松村です。

転用期間が1年のようですが、1年で土に残らない状態になるのですか？

## 事務局（佐々木農地調整係長）

事務局、お答します。

今回の焼失した豚 7,700 頭は 3,300 頭が母豚、4,400 頭が子豚ですけども、子豚のほうは骨だけの状態でありまして。母豚のほうは多少残っていましたが、埋める分には全く問題ない状態となっております。あと、伝染病などの心配はない状態です。焦げた状態です。よろしくお願ひします。

## 議長（立柳会長）

ほかに、質疑・討論ございませんか？

（「なし」の声あり）

## 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（全員起立）

## 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願ひます。

（全員着席）

## 議長（立柳会長）

よって、議案第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

## ○議案第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

### 議長（立柳会長）

次に、議案第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

## 事務局（佐々木農地調整係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

申請の説明に入る前に、農地法第5条の概要を簡単にご説明いたします。

農地を農地以外に利用する目的で貸し借りや売り買いなどをする場合には、農地法第5条による

県知事の許可が必要となります。具体的には、親の持っている農地に息子が住宅を建設する場合や、建設業者が他人の農地を資材置場として利用する場合などは、事前に農地法第5条の許可を取る必要があります。

では、議案の説明をいたします。

議案の12ページをお開きください。今月の申請は4件になります。

申請番号1番、2番は関連がありますので一括で説明いたします。

申請番号1、平館第25地割47-10、田、343㎡

申請番号2、平館第25地割47-1、田、398㎡

転用の目的は、売買による一般住宅の建築と資材置場です。内容は、居宅、通路・駐車場、庭、資材置場が計画されております。

申請番号3、平館第26地割110-8、畑、450㎡

転用の目的は、売買による一般住宅の建築です。内容は、居宅、通路、駐車場、庭が計画されております。

申請番号4、平館第24地割70-1、畑、341㎡を含む3筆、計1,033㎡

転用の目的は、売買による宅地造成となっております。

関係資料の3ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号1番から4番まで、都市計画法上の用途地域内の農地で第3種農地と判断され、第3種農地は原則許可となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号15番 向久保勉 委員にお願いします。

## 15番（向久保委員）

15番の向久保勉です。

申請番号1番と2番は関連がありますので一括で説明いたします。

位置は、平館高校から東へ約250mの地点です。現況は、田で保全されておりました。申請者は自営業で家畜の人工授精等を行っており、現在、新たな住宅と資材置場、駐車場スペースとなる土地を探していたところ、条件にあった申請地を選定したとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は、平館高校から北東へ約150mの地点です。現況は、畑で保全されておりました。申請地は、住宅を建築するにあたり、道路事情も良好な場所であり、土地所有者と合意できたため選定したとのことでした。

申請番号4番ですが、位置は平館高校から北西へ約150mの地点です。現況は、畑で保全されておりました。申請地は、宅地分譲を進めるにあたり、道路事情も良好な場所であり、地権者と合意できたため選定したとのことでした。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

**議長（立柳会長）**

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（立柳会長）**

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

**議長（立柳会長）**

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

**議長（立柳会長）**

よって、議案第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

**○議案第5号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』**

**議長（立柳会長）**

次に、議案第5号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

**事務局（佐々木農地調整係長）**

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の説明の前に、農地法の適用外証明について簡単にご説明いたします。

適用外証明とは、農地が耕作放棄され木が生えた結果、山林になったり、農地に許可なく建物を建ててしまったなどの理由によって現況が農地以外となってから20年以上経過した土地について、農地として復旧することが困難と認められる場合に、農業委員会が証明を行うものです。

この証明書があることで、地目変更をすることが可能となります。

では、議案の説明をいたします。

議案の14ページをお開きください。今月の申請は3件になります。関係資料の4ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1、平館第11地割34-6、田、238㎡です。

現況は、駐車場として利用されており、雑種地化しておりました。

申請番号2、比路平30-179、畑、9,295㎡です。

現況は、草木が生い茂り、原野化しておりました。

申請番号3、大更第25地割17-10、畑、417㎡です。

現況は、駐車場として利用されており、雑種地化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号15番 向久保勉 委員にお願いします。

#### 15番（向久保委員）

15番の向久保勉です。

申請番号1番ですが、位置は、JR平舘駅から北へ約100mの地点です。現況は、駐車場として利用されており、雑種地化しておりました。申請地は、申請者が高齢で耕作できなくなると、駐車場に利用されるようになり、平成14年頃から雑種地化したとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、田山小学校から北へ約2.5kmの地点です。現況は、草木が生い茂り、原野化しておりました。申請地は、立地条件が悪いことから、耕作できずに、平成2年頃から原野化したとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は、JR大更駅から南へ約240mの地点です。現況は、駐車場として利用されており、雑種地化しておりました。申請地は、以前は家庭菜園等に貸していたそうですが、住宅密集地で道路が狭く、耕作しなくなった頃から、駐車場等に利用されるようになり、平成5年頃より雑種地化したとのことでした。

申請農地は、非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと判断してまいりました。以上です。

#### 議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

### 議長（立柳会長）

よって、議案第5号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

### ○議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の16ページをご覧ください。今月の申請は、48件となっております。

内容の説明に入る前に農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の概要を説明します。

農用地利用集積計画とは、認定農業者や一定面積以上の農地所有者が、農地の利用集積に取り組み、耕作を目的とした権利移動を行う許可制度です。また、農地中間管理事業とは、農地の出し手から農地中間管理機構が農地を一時的に借り受け、機構から受け手へ貸付を行うことで、農地利用の効率化等を目的とした権利移動を行う許可制度です。

それでは、申請の説明に入ります。

今月の申請は、全件新規の申請です。賃貸借権設定は31件、そのうち中間管理機構を通した申請が2件、使用貸借権設定は13件です。また、所有権移転は4件、そのうち中間管理機構を通した申請が3件です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号1番～6番は西根南地区に係る申請です。

申請番号7番～16番は西根北地区に係る申請です。

申請番号17番～26番は松尾地区に係る申請です。

申請番号27番～29番は安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号30番～38番は西根南地区に係る申請です。

申請番号39番と40番は西根北地区に係る申請です。

申請番号41番と42番は松尾地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号43番は松尾地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への一時貸付での賃貸借権設定です。

申請番号44番は西根南地区に係る申請、申請番号45番は松尾地区に係る申請です。両申請は、令和4年3月総会で許可を受け、農地中間管理機構へ所有権移転し、今回申請で譲受人に一時貸付されます。なお、申請地については、令和6年中に譲受人に所有権移転が行われる予定であることを申し添えます。

最後に、農地中間管理機構を活用した所有権移転です。

申請番号 46 番は西根南地区と西根北地区に係る申請、申請番号 47 番と 48 番は西根北地区に係る申請です。

なお、申請番号 46 番と 48 番は、所有権移転が行われた後に新たな担い手へ岩手県農業公社が売り渡し予定、申請番号 47 番は、令和 4 年 3 月総会で許可を受け、農地中間管理機構へ所有権移転し、今回申請で譲受人に所有権移転が行われる予定であることを申し添えます。

申請筆別明細については、次の 25 ページから 31 ページに掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号 1 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 15 番 向久保勉 委員の退席を求めます。

（15 番 向久保 委員 退席確認）

### 議長（立柳会長）

これより、申請番号 1 番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 1 番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

### 議長（立柳会長）

よって、申請番号 1 番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号 15 番 向久保勉 委員の着席を求めます。



(15 番 向久保 委員 着席確認)

**議長 (立柳会長)**

次に、申請番号7番、8番、9番、10番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号2番 田村昭雄 委員の退席を求めます。

(2 番 田村 委員 退席確認)

**議長 (立柳会長)**

これより、申請番号7番、8番、9番、10番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

**議長 (立柳会長)**

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号7番、8番、9番、10番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

**議長 (立柳会長)**

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

**議長 (立柳会長)**

よって、申請番号7番、8番、9番、10番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号2番 田村昭雄 委員の着席を求めます。

(2 番 田村 委員 着席確認)

**議長 (立柳会長)**

次に、申請番号31番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号8番 松村勝彦 委員の退席を求めます。

(8 番 松村 委員 退席確認)

**議長 (立柳会長)**

これより、申請番号31番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

**議長（立柳会長）**

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号31番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

**議長（立柳会長）**

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

**議長（立柳会長）**

よって、申請番号 31 番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号 8 番 松村勝彦 委員の着席を求めます。

(8 番 松村 委員 着席確認)

**議長（立柳会長）**

これより、申請番号 1 番、7 番、8 番、9 番、10 番、31 番を除く議案第 6 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（立柳会長）**

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 1 番、7 番、8 番、9 番、10 番、31 番を除く議案第 6 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

**議長（立柳会長）**

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

**議長（立柳会長）**

よって、申請番号1番、7番、8番、9番、10番、31番を除く議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

**○議案第7号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』  
議長（立柳会長）**

次に、議案第7号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

**事務局（恩賀主事）**

（提案理由朗読後、内容説明）

議案34ページをご覧ください。八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は2件です。

申請地は、令和元年5月総会で許可を受け、農地中間管理機構へ利用集積された後、権利設定人に配分された農地です。

申請番号1番・2番ともに、松尾地区に係る申請です。両申請とも権利設定人の変更に伴う配分計画案の作成です。その他計画内容については、現行のとおり再配分となります。

各申請とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（立柳会長）**

以上で、説明が終わりました。これより、議案第7号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（立柳会長）**

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第7号を採決いたします。この案件について、原案のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

**議長（立柳会長）**

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

**議長（立柳会長）**

よって、議案第7号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり『可』として市長に意見を送付することに決定いたしました。

## 6 閉会（13時56分）

### 議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第1回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。  
ご協力ありがとうございました。

### 事務局（田村事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年5月25日

会 長 \_\_\_\_\_

17 番委員 \_\_\_\_\_

18 番委員 \_\_\_\_\_

# 令和4年度

## 第1回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和4年4月25日（月）午後1時00分～  
場 所 八幡平市役所ホール棟多目的ルーム1・2

### 次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
  - (1) 第1回運営委員会報告
  - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
  - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
  - 議案第2号 農地法第3条許可処分の取消願出に対する可否の決定について
  - 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
  - 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
  - 議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
  - 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第7号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について
- 5 閉 会